

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令案新旧対照条文

目次

○	出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第一百七十八号）（第一条関係）	1
○	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）（第二条関係）	2
○	国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第三条関係）	5
○	職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）（第四条関係）	6
○	障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第四条関係）	7
○	港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）（第四条関係）	8
○	建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）（第四条関係）	9
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第五条関係）	10
○	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（第五条関係）	11
○	行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第五条関係）	12
○	行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（第五条関係）	13
○	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（第五条関係）	14
○	統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（第五条関係）	15
○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第五条関係）	16
○	行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（第五条関係）	17
○	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（第五条関係）	18
○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第六条関係）	19
○	銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第六条関係）	20
○	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（第六条関係）	21
○	労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（第六条関係）	22
○	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第六条関係）	23
○	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第六条関係）	24
○	特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（第六条関係）	25
○	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第七条関係）	26

○	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第八条関係）	27
○	独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（第九条関係）	28
○	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（第九条関係）	29
○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（第十条関係）	30
○	船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）（第十条関係）	31
○	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第十一条関係）	32
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第十二条関係）	34
○	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第五百五十五号）（附則第三項関係）	35

○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第二十六条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>十二 法第二十二條の六に規定する権限</p> <p>十三 二十六（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第二十六条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二 二十五（略）</p>

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令

（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

（監理支援機関の許可の有効期間）

（監理団体の許可の有効期間）

第二条 法第三十一条第一項本文の政令で定める期間は三年とし、同項ただし書の政令で定める期間は五年とする。

第二条 法第三十一条第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（削る）

一 一般監理事業（法第二十三条第一項第一号に規定する一般監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る監理許可（法第二条第十項に規定する監理許可をいう。次号において同じ。）を受けた場合（第三号及び第四号に規定する場合を除く。）

（削る）

二 特定監理事業（法第二十三条第一項第二号に規定する特定監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る監理許可を受けた場合（第五号及び第六号に規定する場合を除く。）

（削る）

三 法第三十一条第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間（同項に規定する許可の有効期間をいう。以下この条において同じ。）の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従前の一般監理事業に係る許可の有効期間において一般監

(削る)

(削る)

(削る)

(国土交通大臣への権限の委任)

第四条 法第百四条第一項に規定する報告徴収等の権限のうち、船員(船員法第一条に規定する船員をいう。)である育成就労外国人(法第二条第四号に規定する育成就労外国人をいう。)に係るものは、国土交通大臣に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(地方運輸局長等への権限の委任)

第五条 国土交通大臣は、法第百四条第一項の規定により委任された権限(法第三十五条第一項の規定による権限に限る。)を、監理型育成就労関係者(法第三十五条第一項に規定する監理型育成就労関係者をいう。)に係る事業所その他監理型育成就労(法第二条第三号に規定する監理型育成就労をいう。)に係る場合(次項において「監理型育成就労関係者の事務所等」という。)の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同じ。)に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第百四条第三項の規定により地方運輸局長に委任された権限

理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 七年

四 法第三十一条第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、前号に掲げる場合以外
のとき 五年

五 法第三十一条第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従前の特定監理事業に係る許可の有効期間において特定監理事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 五年

六 法第三十一条第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、前号に掲げる場合以外
のとき 三年

(国土交通大臣への権限の委任)

第四条 法第百四条第一項に規定する報告徴収等の権限のうち、船員(船員法第一条に規定する船員をいう。)である技能実習生(法第二条第一項に規定する技能実習生をいう。)に係るものは、国土交通大臣に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(地方運輸局長等への権限の委任)

第五条 国土交通大臣は、法第百四条第一項の規定により委任された権限を、団体監理型技能実習関係者(法第三十五条第一項に規定する団体監理型技能実習関係者をいう。)に係る事業所その他団体監理型技能実習(法第二条第四項に規定する団体監理型技能実習をいう。)に係る場合(次項において「団体監理型技能実習関係者の事務所等」という。)の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。次項において同じ。)に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第百四条第三項の規定により地方運輸局長に委任された権限

は、監理型育成就労関係者の事務所等の所在地を管轄する運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任する。ただし、地方運輸局長が自らその権限を行使することを妨げない。

(出入国在留管理庁長官への権限の委任)

第六条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 三 (略)

四 法第三十七条第二項に規定する権限

は、団体監理型技能実習関係者の事務所等の所在地を管轄する運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任する。ただし、地方運輸局長が自らその権限を行使することを妨げない。

(出入国在留管理庁長官への権限の委任)

第六条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 三 (略)

四 法第三十七条第三項に規定する権限

○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、 沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百八十二（略）</p> <p>百八十三 外国人育成就業機構（出入国管理及び難民認定法及び 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する 法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第十 五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構（以下 「旧外国人技能実習機構」という。）を含む。）</p> <p>百八十四 百九十七（略）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する法人は、独立 行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十九（略）</p> <p>百三十 外国人育成就業機構（旧外国人技能実習機構を含む。）</p> <p>百三十一 百四十四（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、 沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百八十二（略）</p> <p>百八十三 外国人技能実習機構</p> <p>百八十四 百九十七（略）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立 行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十九（略）</p> <p>百三十 外国人技能実習機構</p> <p>百三十一 百四十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定） 第三条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一〜七 （略）</p> <p>八 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）<u>第八十条、第九十条、第一百条第一項、第一百一十條（第一号を除く。）</u>及び<u>第一百十二條第一項（第一号（同法第八條の二第二項に係る部分を除く。）、第三号（同法第三十五條第一項に係る部分に限る。）</u>及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十三條の規定</p>	<p>（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定） 第三条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一〜七 （略）</p> <p>八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）<u>第八十条、第九十条、第一百条（第一号を除く。）</u>及び<u>第一百十二條（第一号（同法第三十五條第一項に係る部分に限る。）</u>及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十三條の規定</p>

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）<u>第一百三条（同法第八八条、第八九条、第一百条第一項、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百十二条第一項（第一号（同法第八条の二第二項に係る部分を除く。））、第三号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。））及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）</u>に係る部分に限る。）の規定</p> <p>十二（略）</p> <p>2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律<u>第八八条、第八九条、第一百条第一項、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百十二条第一項（第一号（同法第八条の二第二項に係る部分を除く。））、第三号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。））及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）</u>の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十五条の規定</p> <p>十二（略）</p>	<p>（法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）<u>第一百三条（同法第八八条、第八九条、第一百条（第一号を除く。）及び第一百十一条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。））及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。））</u>に係る部分に限る。）の規定</p> <p>十二（略）</p> <p>2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律<u>第八八条、第八九条、第一百条（第一号を除く。）及び第一百二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。））及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）</u>に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十五条の規定</p> <p>十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第三条 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）<u>第八十条、第九十条、第一百条第一項、第一百一十條（第一号を除く。）及び第一百二条第一項（第一号（同法第八条の二第二項に係る部分を除く。）、第三号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百十三条の規定</u></p> <p>十 （略）</p>	<p>（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）</p> <p>第三条 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）<u>第八十条、第九十条、第一百条（第一号を除く。）及び第一百二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三条の規定</u></p> <p>十 （略）</p>

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十三条第一号及び第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十三条（同法第八十条、第九十条、第一百条第一項、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百二十二条第一項（第一号（同法第八条の第二項に係る部分を除く。））、第三号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定</p> <p>2 法第十三条第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第八十条、第九十条、第一百条第一項、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百二十二条第一項（第一号（同法第八条の第二項に係る部分を除く。））、第三号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十五条の規定</p>	<p>（法第十三条第一号及び第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十三条（同法第八十条、第九十条、第一百条（第一号を除く。）及び第一百二十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定</p> <p>2 法第十三条第四号イの労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八十条、第九十条、第一百条（第一号を除く。）及び第一百二十二条（第一号（同法第三十五条第一項に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定</p>

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第十（第六十条の二関係） 一～八十五（略） 八十六 外国人 <u>育成</u> 成就労働機構 八十七～九十二（略）	別表第十（第六十条の二関係） 一～八十五（略） 八十六 外国人 <u>技能実習</u> 機構 八十七～九十二（略）

○ 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、外国人育成就労機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、金融経済教育推進機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国立健康危機管理研究機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合、農業共済組合連合会及び福島国際研究教育機構とする。</p>	<p>国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、金融経済教育推進機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国立健康危機管理研究機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合、農業共済組合連合会及び福島国際研究教育機構とする。</p>

○ 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 外国人育成就業機構</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 外国人技能実習機構</p>

改正案	現行
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、外国人育成就労機構、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、金融経済教育推進機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。</p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、外国人技能実習機構、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、金融経済教育推進機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。</p>

○ 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（総務課の所掌事務） 第七十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 二十六（略） 二 二十七 外国人<u>育成</u>成就労働機構の組織及び運営に関すること。 三 二十八 一 三十（略）</p>	<p>（総務課の所掌事務） 第七十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一 二十六（略） 二 二十七 外国人技能実習機構の組織及び運営に関すること。 三 二十八 一 三十（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、<u>沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、外国人育成就労機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</u></p>	<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、<u>沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</u></p>

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 八十五（略）</p> <p>八十六 外国人育成就労機構</p> <p>八十七 九十四（略）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）</p> <p>第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八十五（略）</p> <p>十六 外国人育成就労機構</p> <p>十七 九十九（略）</p>	<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 八十五（略）</p> <p>八十六 外国人技能実習機構</p> <p>八十七 九十四（略）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）</p> <p>第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 八十五（略）</p> <p>十六 外国人技能実習機構</p> <p>十七 九十九（略）</p>

○ 行政執行法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令 で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 一五 (略) 十六 外国人育成就業機構 十七 一十九 (略)</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令 で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 一五 (略) 十六 外国人技能実習機構 十七 一十九 (略)</p>

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、<u>沖縄科学技術大学院大学</u>、<u>沖繩振興開發金融公庫</u>、<u>外国人育成就労機構</u>、<u>株式会社国際協力銀行</u>、<u>株式会社日本政策金融公庫</u>、<u>株式会社日本貿易保険</u>、<u>金融経済教育推進機構</u>、<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u>、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、<u>国立大学法人</u>、<u>大学共同利用機関法人</u>、<u>脱炭素成長型経済構造移行推進機構</u>、<u>日本銀行</u>、<u>日本司法支援センター</u>、<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>、<u>日本中央競馬会</u>、<u>日本年金機構</u>、<u>農水産業協同組合貯金保険機構</u>、<u>福島国際研究教育機構</u>、<u>放送大学</u>学園及び<u>預金保険機構</u>とする。</p>	<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、<u>沖縄科学技術大学院大学</u>、<u>沖繩振興開發金融公庫</u>、<u>外国人技能実習機構</u>、<u>株式会社国際協力銀行</u>、<u>株式会社日本政策金融公庫</u>、<u>株式会社日本貿易保険</u>、<u>金融経済教育推進機構</u>、<u>原子力損害賠償・廃炉等支援機構</u>、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、<u>国立大学法人</u>、<u>大学共同利用機関法人</u>、<u>脱炭素成長型経済構造移行推進機構</u>、<u>日本銀行</u>、<u>日本司法支援センター</u>、<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>、<u>日本中央競馬会</u>、<u>日本年金機構</u>、<u>農水産業協同組合貯金保険機構</u>、<u>福島国際研究教育機構</u>、<u>放送大学</u>学園及び<u>預金保険機構</u>とする。</p>

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十七号から第二百三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 四十七 （略）</p> <p>四十八 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九十六条の規定による交付金</p> <p>四十九 二百三 （略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第五十七号から第二百三号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一 四十七 （略）</p> <p>四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九十六条の規定による交付金</p> <p>四十九 二百三 （略）</p>

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十七（略） 四十八 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪 四十九 五十二（略）</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十五条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 四十七（略） 四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪 四十九 五十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（労働基準局の所掌事務）</p> <p>第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十二（略）</p> <p>二十三 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。</p> <p>2（略）</p> <p>（監督課の所掌事務）</p> <p>第六十二条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。</p>	<p>（労働基準局の所掌事務）</p> <p>第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十二（略）</p> <p>二十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。</p> <p>2（略）</p> <p>（監督課の所掌事務）</p> <p>第六十二条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。</p>

○ 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行							
2 5 7 (略)	<p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (略)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人材開発分科会</td> <td> <p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称 (略)	所掌事務	人材開発分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>		
	名称 (略)			所掌事務					
人材開発分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (略)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人材開発分科会</td> <td> <p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称 (略)	所掌事務	人材開発分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称 (略)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人材開発分科会</td> <td> <p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称 (略)	所掌事務	人材開発分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
名称 (略)	所掌事務								
人材開発分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>								
名称 (略)	所掌事務								
人材開発分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>								

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百四十五の二（略）</p> <p>四百四十六 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）</p> <p>四百四十七 〓 四百七十三（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百四十五の二（略）</p> <p>四百四十六 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）</p> <p>四百四十七 〓 四百七十三（略）</p>

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十七 （略）</p> <p>四十八 外国人の育成成就労の適正な実施及び育成成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪</p> <p>四十九 五十二 （略）</p>	<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四十七 （略）</p> <p>四十八 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百八条に規定する罪</p> <p>四十九 五十二 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許等の欠格事由に係る罪）</p> <p>第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一 四十三（略）</p> <p>四十四 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百十三条（同法第百八条に係る部分に限る。）の罪</p> <p>四十五（略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第百八条又は第百十三条（同法第百八条に係る部分に限る。）の罪</p> <p>四十六・四十七（略）</p>	<p>（免許等の欠格事由に係る罪）</p> <p>第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一 四十三（略）</p> <p>四十四 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第百十三条（同法第百八条に係る部分に限る。）の罪</p> <p>四十五（略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一 四十四（略）</p> <p>四十五 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第百八条又は第百十三条（同法第百八条に係る部分に限る。）の罪</p> <p>四十六・四十七（略）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、 <u>沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</u> 一 百三十五（略）</p> <p>百三十六 外国人育成就労機構（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第十五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構を含む。）</p> <p>百三十七 百四十四（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、 <u>沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</u> 一 百二十（略）</p> <p>百二十一 外国人育成就労機構（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構を含む。）</p> <p>百二十二 百二十八（略）</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 百三十五（略）</p> <p>百三十六 外国人技能実習機構</p> <p>百三十七 百四十四（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 百二十（略）</p> <p>百二十一 外国人技能実習機構</p> <p>百二十二 百二十八（略）</p>

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、 沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百七（略）</p> <p>百八 外国人育成就労機構（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第十五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構を含む。）</p> <p>百九 百十五（略）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2 百六（略）</p> <p>7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百四（略）</p> <p>百五 外国人育成就労機構（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第十五条第四項の規定により解散した旧外国人技能実習機構を含む。）</p> <p>百六 百十一（略）</p> <p>8・9（略）</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、 沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百七（略）</p> <p>百八 外国人技能実習機構</p> <p>百九 百十五（略）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2 百六（略）</p> <p>7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百四（略）</p> <p>百五 外国人技能実習機構</p> <p>百六 百十一（略）</p> <p>8・9（略）</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（第十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十条、第九十条、第一百条第一項、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百二十二条第一項（第一号（同法第八十条の二第二項の規定に係る部分を除く。）、第三号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十三条の規定</p> <p>十一（略）</p>	<p>（法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十条、第九十条、第一百条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第一百十一条（第一号を除く。）及び第一百十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三十三条の規定</p> <p>十一（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二条 法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十条、第九十条、第一百条第一項、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百二十二条第一項（第一号（同法第八十条の二第二項の規定に係る部分を除く。）、第三号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定</p> <p>（法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第三条 法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第八十条、第九十条、第一百条第一項、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百二十二条第一項（第一号（同法第八十条の二第二項の規定に係る部分を除く。）、第三号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第八号から第十三号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定</p> <p>十四（略）</p>	<p>（法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第二条 法第三十五条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八十条、第九十条、第一百条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百二十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定</p> <p>（法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第三条 法第五十六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八十条、第九十条、第一百条（同法第四十四条の規定に係る部分に限る。）、第一百一十一条（第一号を除く。）及び第一百二十二条（第一号（同法第三十五条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第六号から第十一号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第十三条の規定</p> <p>十四（略）</p>

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第三条第二号への政令で定める法人）

第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人育成就労機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金融経済教育推進機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済

（法第三条第二号への政令で定める法人）

第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金融経済教育推進機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済

事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、農水産業路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

別表（第四条関係）

(略)	(略)	(略)
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）	第二十九条第一項及び第三項（これらの規定を第三十一条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第三項	(略)
(略)	(略)	(略)

事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、農水産業路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

別表（第四条関係）

(略)	(略)	(略)
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）	第二十九条第一項及び第三項（これらの規定を第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十二条第五項	(略)
(略)	(略)	(略)

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇九 （略） 十 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十二条第二項、第六十二条の二第一項及び第六十六条ただし書 十一〇四十三 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇九 （略） 十 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十二条第二項及び第六十六条ただし書 十一〇四十三 （略） 2 （略）</p>

○ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百五十五号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第七條 当分の間、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>外国人の育成就業の適正な実施及び育成就業外国人の保護に関する法律施行令第三条第四号</p>	<p>（略）</p>	<p>第七條 当分の間、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令第三条第四号</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>